

ガス溶接用機器の取扱いに関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 D 編及び R 編
(日本籍船舶用)

改正事項

ガス溶接用機器の取扱いに関する事項

改正理由

IACS は、ガス溶接用のアセチレン及び酸素容器を含め、船内で使用されるガス燃料の設置場所の保護について検討を行った結果、SOLAS 条約第 II-2 章第 4.3 規則に対する統一解釈 SC214 を採択した。しかしながら、酸素容器の格納場所への適用について再度議論を行ったところ、『ガス溶接用のアセチレン及び酸素については、船内で使用するガス燃料には該当せず、SOLAS 条約第 II-2 章第 4.3 規則及び IACS 統一解釈 SC214 は適用しない』旨が合意された。このため、ガス溶接用のアセチレン及び酸素容器の設置場所に関する要件は、それぞれの船級規則に委ねられることとなった。

今般、ガス溶接用機器に関する要件を明確化すべく、高圧ガス保安法関連規定、他船級協会規則等を参考として、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船内で使用されるガス燃料に関する措置とは別に、ガス溶接用機器に関する措置を規定した。
- (2) 現行鋼船規則検査要領 D12.5.1-2.をベースに、高圧ガス保安法関連規定、他船級協会規則等を参考として、ガス溶接用機器に関する詳細要件を規定した。
- (3) 船内で使用されるガス燃料に関する詳細規定を、ガス溶接用機器に関する要件と整合するよう改めた。
- (4) 船内で使用されるガス燃料容器格納場所並びにガス溶接用アセチレン容器及び酸素容器格納場所に関する防火構造上の取り扱いを改めた。